平成２６年（フ）第５４５３号
大阪府高槻市津之江町２丁目13番16号、前住所大阪府枚方市高野道１丁目14番12号
債務者　森口　節生
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０３号
大阪府東大阪市荒川３丁目26番10号サンハイツ201、前住所大阪市東住吉区湯里３丁目２番８－211号
債務者　森　　竜一
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９０号
兵庫県加西市北条町北条563番地の２　富士マンション３－406、従前の住所兵庫県加西市北条町北条983番地
債務者　林田　理恵（旧姓芝・石井・橘）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２０号
神戸市須磨区高倉台１丁目24番３号
債務者　藤田　順子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９号
神戸市中央区籠池通４丁目１番58号　サテライト青谷101
債務者　河野真理こと　河野　眞理
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３号
神戸市北区幸陽町１丁目１番地の１　フォルテコート神戸花山801号
債務者　髙橋久美子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４号
神戸市北区幸陽町１丁目１番地の１　フォルテコート神戸花山801号
債務者　髙橋　まき
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２０号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目４番14号
債務者　坂田津枝子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４号
広島市南区本浦町１番１－401号
債務者　広川公美子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
愛媛県松山市中村４丁目５－６、住民票上の住所愛媛県松山市天山２丁目８番11号
債務者　吉田　峯行
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
愛媛県松山市中村４丁目５－６、住民票上の住所愛媛県松山市天山２丁目８番11号
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６０号
奈良県葛城市疋田201番地12　クリーンハイム206号、前住所大阪市福島区海老江３丁目23番10号　岡本ハイツ303号
債務者　金山　忠史
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
奈良県葛城市疋田201番地12　クリーンハイム206号、前住所大阪市福島区海老江３丁目23番10号　岡本ハイツ303号
債務者　吉田　智代
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
奈良県大和高田市幸町６番３－302号　駅前ネオハイツ、前住所奈良県香芝市五位堂２丁目581番地１　プチサンク503号
債務者　松本　文子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
奈良県北葛城郡上牧町米山台６丁目６番17号
債務者　福田　太郎
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
奈良県香芝市五位堂２丁目584番地
債務者　吉岡美津子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０７７号
千葉市美浜区真砂２丁目４番６棟105号
債務者　諏訪　博道
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係